

広報

ただみ



「自然首都・只見」
応援基金のご案内

- ☆只見町では、ふるさと納税制度を活用した「自然首都・只見」応援基金への寄附金を募集しています。
- ☆「自然首都・只見」応援基金は、只見町が目指す「まちづくり」にご賛同いただいた皆様からの寄附を通じて、より多くの皆様と連携し、個性豊かな活力あるまちづくりを行うための基金です。
- ☆町内在住の方はもとより、県内、県外にお住まいの当町ご出身の方や、ご縁のある方、また只見町を応援してくださる方であれば、どなたでも基金へ寄附することができます。

「自然首都・只見」応援基金 【寄附方法のご案内】

1. 寄附申込書について

- 寄附申込書に必要事項を記入の上、メール・ファックスまたは郵送でお申し込みください。

只見町 総務企画課 企画班 電 話 0241-82-5220
ファックス 0241-82-2117

- 寄附金の使い道は、複数の事業を選択することもでき、使い道の指定がない場合は、町長が使い道を決定いたします。

2. 寄附金の納入方法について

①金融機関で納付する場合

- 銀行窓口での納付

指定の納付書と、指定金融機関の振込口座等を郵送いたしますので、最寄りの銀行窓口で振込みください。

なお、東邦銀行本店、支店からの振込みは手数料が発生しませんが、それ以外の銀行からの振込には手数料がかかり、本人負担となります。

- 郵便局窓口での納付

専用の払込用紙を郵送いたしますので、最寄りの郵便局で振込みください。

なお、振込手数料は、只見町が負担いたします。

②現金書留で納付する場合

只見町役場へ郵送ください。郵送料等については本人負担となります。

③現金持参で納付する場合

只見町役場本庁、朝日地区センター、明和地区センターで納入することができます。

3. 寄附金の額について

金額については、一口5,000円を基本としておりますが、端数や5,000円未満の金額でも受け付けています。

4. 領収書の発行、事業報告について

寄附をいただきました皆様には、只見町から領収書を発行します。この寄附金は、個人の場合は寄附金控除（住民税の税額控除・所得税の所得控除）の対象となり、企業の場合は金額が損金算入されますので、確定申告等に添付ください。金額によっては控除されない場合があります。

寄附の状況や寄附を財源に行った事業は、町の広報誌、ホームページなどで随時公表し、年間を通じての寄附の状況については、前年度分を翌年10月末までに報告いたします。

(様式第1号)

寄 附 申 込 書

一金 円也

上記のとおり「自然首都・只見」応援基金事業に対して寄附したいので申し込みます。

郵便番号 〒 _____ 平成 年 月 日

ご住所(所在地) _____

ご氏名(団体名) _____

連絡先 電 話 _____

メール _____

只見町長 様

【上記寄附金の使途の指定内訳】

	事業の種類	寄附口数	寄附金額
1	ブナを核とした まちづくりに関する事業	_____口×5,000円	_____円
2	雪と共存する まちづくりに関する事業	_____口×5,000円	_____円
3	次世代を担う子どもたち の教育充実に関する事業	_____口×5,000円	_____円
4	その他の事業 _____	_____口×5,000円	_____円
5	事業を指定しない	_____口× _____円	_____円

※上記の寄附口数、寄附金額欄も必ずご記入ください。

※記入がない場合及び、5の場合は、条例により町長が使途を選択させていただきます。

【納入方法について】

ご希望の納入方法に○をつけてください。

1. 銀行窓口 2. 郵便局窓口 3. 現金書留 4. 現金持参

【情報公開について】

ご氏名、ご住所(市町村名まで)、寄附額、使途内訳の情報につきまして、事業報告書などでの公開をのぞまれますか？ どちらかに、○をつけてください。

は い ・ いいえ

【メッセージ】(ご自由にお書きください。)

「ふるさと納税」とは

ふるさと（自分が貢献したいと思う自治体）への寄付金のこと、居住地の個人住民税などから一定の控除が受けられる仕組みのことです。



お申込み・お問い合わせ

只見町役場 総務企画課 企画班
「自然首都・只見」応援基金 担当

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039

電話 0241-82-5220

ファックス 0241-82-2117

ホームページ <http://www.tadami.gr.jp/>

メールアドレス kikaku@town.tadami.lg.jp

※表紙の写真は、只見川電源流域振興協議会からご提供いただいたものです。